



全日本港湾労働組合・教宣部

2019年4月11日

Tel03-3733-8821 Fax03-3733-8825

E-Mail zenkowan@zenkowan.org

## 業側が産別最賃協定の破棄を提案

### 48時間スト決行へ、更に上乗せ行動で決意 全国の港湾労働者の仲間へ団結を呼びかける

第6回目の中央港湾団交が4月11日に開催された。注目となっていた4月9日の中央労働委員会あっせんについては、業側が受諾を拒み、依然として産別賃金の回答に応じる姿勢を見せていない。そうした中、業側より中央港湾団交の開催が求められ、業側が一体どんな回答をするかが注目の的となった。

しかし、業界側から出された回答は「産別賃金と事前協議の問題は時間がかかるため今春闘と切り離してほしい」という考えられないものであった。そのため組合側より、「産別賃金の問題はすでに4年程が経過している。今春闘の要求書も2月に出している。今更、さらに時間がかかるとはどういうことか？到底納得できない」として休憩を取り、今後の対応を検討した。また、産別賃金・独禁法問題については、全国港湾よりこれまでの経緯をまとめた文書「産別最低賃金の要求に対する『統一回答拒否』の問題について」を読み上げ配布し理解を求めた。

その後、休憩を挟んだ後、業側から次の様な提案があった。それは「このままでは平行線で話が進まない。そのため業側として公正取引委員会に意見を聞きに行くこととしたい。ただし、意見を聞くにあたって、現行の最賃部分の協定を破棄させてほしい」というものであった。業側から産別最賃協定の破棄提案がなされたのだ。この提案に対して、組合側より「最賃協定の破棄などあり得ない。検討の余地は全くない」と抗議、4月14日（日）始業時から24時間の就労拒否・荷役阻止、翌4月15日（月）24時間のストライキ、計48時間のストライキに突入するとして交渉を打ち切った。また、日曜日毎の就労拒否行動も以後も継続していくとともに、ゴールデンウィーク期間中（4月28日から5月6日の9日間）についても、構成組合の機関確認が取れ次第、就労拒否・荷役阻止を通告していくとした。

事態は、業側より産別最賃協定の破棄が提案されるにまで至った。業側は雇用と職域を守ると言しながら、その一方で、労働者の根幹中の根幹である産別賃金に対する回答を一貫して拒み続けている。これでは、春闘は解決不能と言わざるを得ない。全国港湾糸谷委員長は「港湾は労働集約産業だと業側は言うが、我々を大事にしているとは到底思えない回答ではないか。公正取引委員会に意見を聞くなら明日にでも聞ける話であろう。我々とてもストライキなどしないで済むよう努力しているが、これでは話にならない」とし、全国の港湾で働く仲間に「絶対に譲れない問題であり頑張ろう！」と団結を呼びかけた。

4月14日、15日と合わせて48時間の行動となることから港での混乱も予想されるが、組合側としてパトロールを強化し警戒態勢を強めしていくとしている。次回、団体交渉の開催については見通しは全く立っていない。

なお、全港湾の個別賃金回答についても、産別賃金回答がない中、交渉が滞り、回答集約が難しい状況となっている。

以上